

年金受給権者の再就職について

老齢厚生年金・障害厚生年金および共済年金の受給権者が再就職したときは、下記届出が必要です。

● 公務員(フルタイム再任用職員を含む)として再就職した場合

「年金受給権者再就職届書(組合員用)」が必要です。

※引き続き組合員(公務員)となった場合を除きます。

● 公務員(短時間再任用職員)、民間会社や 私立学校共済の教職員等に再就職した場合

届出は不要です。

● 国会議員・地方議会議員に就任した場合

「国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る
老齢厚生年金在職支給停止(解除)届」が必要です。



お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307